

青森県報

第三千三十号

平成二十一年
一月五日
(月曜日)

目次

告 示

自動車税及びその延滞金の収納事務の委託……………(税務課)…一

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(経営支援課)…二

右 同……………()…二

右 同……………()…二

右 同……………()…三

右 同……………()…三

右 同……………()…四

右 同……………()…四

出先機関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定……………(西北地域局)…四

土地改良事業の工事の完了……………()…五

人事委員会

人事委員会規則一四〇(県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則)の一部を改正する規則……………(管理課)…五

告

示

青森県告示第一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条の二第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成二十一年一月五日から同年三月三十一日までの間における自動車税及びその延滞金の収納の事務を委託したため、同条第六項において準用する同令第五百五十八条第二項の規定により告示する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	住 所
株式会社エーエム・ピーエム・ジャパン	東京都港区六本木一丁目八の七
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京都江東区豊洲三丁目三の三
国分グローサイズチエン株式会社	東京都中央区日本橋一丁目一の一
株式会社ココストア	愛知県名古屋市中区栄一丁目七の三四
株式会社サークルKサンクス	愛知県稲沢市天池五反田町一
株式会社スリーエフ	神奈川県横浜市中区日本大通一七
株式会社セーブオン	群馬県前橋市亀里町九〇〇
株式会社セブン イレブン・ジャパン	東京都千代田区二番町八の八
株式会社デイリーヤマザキ	東京都千代田区岩本町三丁目一〇の一
株式会社ファミリーマート	東京都豊島区東池袋三丁目一の一
株式会社ポプラ	広島県広島市安佐北区安佐町大字久地六六五の一
ミニストップ株式会社	東京都千代田区神田錦町一丁目一

株式会社ローソン

東京都品川区大崎二丁目二の二

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザおきだて

青森市柳川二丁目四の二一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

青森木材防腐株式会社

上北郡七戸町字原久保九五の三七

代表取締役 小笠原金哉

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

三沢ショッピングセンター

三沢市松園町三丁目一〇の一

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 国際興業株式会社

東京都中央区八重洲二丁目一〇の三

代表取締役社長 小佐野隆正

代表取締役副社長 河井一彦

2 協同組合三沢ショッピングセンター

三沢市松園町三丁目一〇の一

代表理事 苫米地強

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三沢市役所

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三沢市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べ

た意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

小中野ショッピングセンター

八戸市小中野四丁目一の四七

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

和山物産株式会社

岩手県盛岡市愛宕町一の一〇二二

代表取締役 和山謙一

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストアむつ中央店

むつ市十二林六、三

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びむつ市役所

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア鱒ヶ沢店

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿六の三外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

前田商事株式会社

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。



大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

マエダストア野辺地店

上北郡野辺地町字種川一五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダストア

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び野辺地町役場

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、野辺地町役場にあつては、その執務時間内とする。



大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年一月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ユニバース三戸八日町店

三戸郡三戸町大字八日町一二の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

金五合資会社

三戸郡三戸町大字八日町一二

無限責任社員 松尾官平

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び三戸町役場

2 期間

平成二十一年一月五日から同年二月五日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、三戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

出 先 機 関

土地改良事業計画変更認可申請の適当の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する

同法第八条第一項の規定により、五所川原北部土地改良区に係る土地改良事業計画の変更認可の申請を適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月五日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

一 縦覧に供する種類

1 土地改良事業計画書の写し

2 定款の写し

二 縦覧の期間

平成二十一年一月六日から同年二月三日まで

三 縦覧の場所

五所川原市役所

鶴田町役場

土地改良事業の工事の完了

中村川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の第二項の規定により公告する。

平成二十一年一月五日

西北地域県民局長 藤 本 正 雄

一 県営土地改良事業の名称

ため池等整備事業

二 工事完了年月日

平成二十年三月二十七日

人 事 委 員 会

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年一月五日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を改正する規則

人事委員会規則一四〇（県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表出納局の項中「課長代理」を「室長、課長代理、副参事（室に置くものに限る。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭